

事 務 連 絡

平成 1 8 年 4 月 2 5 日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者 様
中 核 市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課

栄養管理体制加算の算定及び激変緩和加算の請求に係る取扱いについて

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 1 8 年 4 月 5 日付け事務連絡「施設支援費報酬告示 Q & A」において、常勤の管理栄養士又は栄養士（以下「常勤の管理栄養士等」という。）が併設する複数の施設を兼務する場合の栄養管理体制加算の取扱いについて、常勤の管理栄養士等が勤務するいずれか一方の施設のみ算定が可能である旨をお示ししたところですが、利用者負担の公平性を確保する等の観点から、別添のとおり、取り扱うことも差し支えないこととしたので、御了知願います。

また、激変緩和加算に係る請求方法についても具体的な取扱いを整理しましたので、併せて御了知願います。（介護給付費等の請求事務 Q & A vol.2）

(問) 常勤の管理栄養士等が併設する複数の施設を兼務する場合に、それぞれの施設において「栄養管理体制加算」を算定することは可能か。

(答)

1. 常勤の管理栄養士等が、併設する複数の施設を兼務する場合の「栄養管理体制加算」の取扱いについては、利用者負担の公平性を確保する等の観点から、それぞれの施設において、当該施設の利用定員の単価に基づく「その他栄養士配置加算」を算定することも差し支えない。
2. ただし、1人の常勤の管理栄養士等が複数の施設を兼務した場合に、当該加算の算定の対象となるのは2施設までとする。
3. なお、この場合にあつては、各都道府県知事へ兼務する2つの施設の名称及び所在地を届け出る必要があるが、都道府県において既に当該加算に係る届出を受理している場合には、必ずしも当該加算に係る届出の再提出を求める必要はなく、必要に応じて確認すること等により対応されたい。

【加算の算定イメージ】

